

国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第33条の5第1項に規定する教員は、高等研究院若しくはiPS細胞研究所(以下「拠点等」という。)をそれぞれ本務先として勤務する教員(教授、准教授、講師及び助教に限る。以下同じ。)又は拠点等の定めるところにより、主任研究者として拠点等に勤務する教員とする。</p> <p>(支給額等)</p> <p>第3条 拠点等の長は、当該拠点等の定める委員会において個々の教員の研究の業績、推進状況等について審議した結果を参考にして、拠点手当の額を1万円から30万円までの範囲で1万円単位の額に決定することができる。拠点手当の額が決定された教員に対しては、決定日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその額を支給する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第33条の5第1項の規定により拠点手当を支給する教員は、高等研究院若しくはiPS細胞研究所(以下「拠点等」という。)をそれぞれ本務先として勤務する教員(教授、准教授、講師及び助教に限る。以下同じ。)又は拠点等の定めるところにより、主任研究者として拠点等に勤務する教員とする。</p> <p><u>2 給与規程第33条の5第2項に規定する総長が別に定める教員は、前項に規定する教員以外の教員であって、国際的に卓越した研究能力を有し、研究、教育等に従事する教員とする。</u></p> <p>(支給額等)</p> <p>第3条 <u>前条第1項に規定する教員にあつては、拠点等の長は、当該拠点等の定める委員会において個々の教員の研究の業績、推進状況等について審議した結果を参考にして、拠点手当の額を決定するものとする。ただし、拠点手当の額を30万円を超える額にしようとする場合は、次項に準じ総長に申請するものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項に規定する教員にあつては、部局等の長は、当該部局の定める委員会において個々の教員の研究、教育等の業績、推進状況等について審議した結果に基づき、当該教員に対する拠点手当の支給事由、拠点手当の額及び支給期間について総長に申請するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項ただし書又は前項の申請を受けた総長は、総長が定める委員会において申請内容について確認した結果を参考にして、拠点手当の額を決定するものとする。</u></p> <p><u>4 拠点手当の額は、1万円から120万円までの範囲で1万円単位の額とし、決定日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給する。</u></p> <p>附 則 (令和5年11月総長裁定) この細則は、令和5年11月28日から施行する。</p>